4　内国法人がその有する有価証券につき時価評価（時価評価事業年度（法第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算開始直前事業年度、同条第二項に規定する事業年度、法第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算加入直前事業年度、同条第二項に規定する事業年度又は法第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算終了直前事業年度をいう。以下この項において同じ。）において、これらの規定により次に掲げる資産のこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、その有価証券の当該時価評価事業年度終了の時の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その有価証券の当該時価評価の直前の帳簿価額に法第六十四条の十一第一項若しくは第二項、第六十四条の十二第一項若しくは第二項若しくは第六十四条の十三第一項の規定により当該時価評価事業年度の益金の額に算入したこれらの規定に規定する評価益の額を加算し、又は当該直前の帳簿価額からこれらの規定により当該時価評価事業年度の損金の額に算入したこれらの規定に規定する評価損の額を減算した金額をその有価証券の数で除して計算した金額とする。

一　法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項に規定する時価評価資産

二　法第六十四条の十一第二項又は第六十四条の十二第二項に規定する株式又は出資

第百十九条の三第五項中「第九条第一項第六号（利益積立金額）に規定する他の連結法人の」を削り、「限る。」の下に「第三号及び」を加え、「について同号に規定する譲渡等修正事由」を「を発行した他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）について通算終了事由（法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認がその効力を失うことをいう。以下この項において同じ。）」に、「当該譲渡等修正事由」を「当該通算終了事由」に、「同号に掲げる金額を加算した」を「簿価純資産不足額（当該帳簿価額が簿価純資産価額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額に第三号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）を加算し、又は当該直前の帳簿価額から簿価純資産超過額（当該帳簿価額が簿価純資産価額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）を減算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該他の通算法人の当該承認の効力を失った日の前日の属する事業年度終了の時において有する資産の帳簿価額の合計額

二　当該他の通算法人の当該承認の効力を失った日の前日の属する事業年度終了の時において有する負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額

三　当該他の通算法人の当該承認の効力を失う直前の発行済株式又は出資（当該他の通算法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに当該内国法人が当該直前に有する当該他の通算法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合

第百十九条の三第六項中「第九条第一項第七号」を「第九条第七号（利益積立金額）」に改め、同条第七項中「との間に連結完全支配関係がある連結子法人」を「が通算法人である場合には、第五項に規定する他の通算法人」に改め、同条第九項第一号イ中「及び第三号」を削り、同項第三号イからハまでを次のように改める。

イ　第二十二条第二項第二号イ（関連法人株式等の範囲）に掲げる剰余金の配当又は同号ロに掲げる剰余金の配当等　それぞれ同号イ又はロに定める日が経過した時

ロ　第二十二条第二項第二号ハに掲げる剰余金の配当等　当該剰余金の配当等がその効力を生ずる時（その効力を生ずる時の定めがない場合には、当該剰余金の配当等がされる時）

ハ　第二十二条第二項第二号ニに掲げるもの　法第二十四条第一項各号に掲げる事由が生じた時

第百十九条の三第九項第三号ニを削る。

第百十九条の四第一項中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項に規定する時価評価、同条第五項」に、「譲渡等修正事由」を「通算終了事由」に改め、同条第二項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削る。

第百十九条の五第二項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第百十九条の六第五項中「、当該事業年度」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該内国法人に係る通算親法人の事業年度）」を加える。

第百十九条の八第一項、第百十九条の八の二第一項及び第百十九条の九第一項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第百十九条の十一の二第二項第一号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「譲渡損益調整資産」の下に「（第百二十二条の十二第一項第三号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する通算法人株式を除く。）」を加える。

第百二十条の見出しを削り、同条に次の一項を加える。

3　法第六十一条の五第一項の内国法人が通算法人である場合（同項の事業年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）において、他の通算法人（同日にその事業年度が終了するものに限る。）との間で行われた同項に規定するデリバティブ取引（当該内国法人又は他の通算法人のいずれかにおいて次に掲げる取引に該当するものを除く。）があるときは、当該デリバティブ取引に係る同項に規定するみなし決済損益額及び同条第二項に規定するみなし決済損益額に相当する金額は、ないものとする。

一　法第六十一条の五第一項に規定する為替予約取引等

二　法第六十一条の六第一項若しくは第二項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）又は第六十一条の七第一項若しくは第二項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用に係る法第六十一条の六第四項に規定するデリバティブ取引等

第百二十一条の三の二第三項、第百二十一条の四第二項及び第百二十一条の九の二第二項中「について同項各号」を「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号」に改める。

第百二十二条の二中「期末換算」を「期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に、「の益金不算入等」に規定する評価換え若しくは法」を「）若しくは」に改め、「の損金不算入等」及び「時価評価（第百十九条の三第三項」を「第百十九条の三第三項」に、「をした」を「若しくは時価評価（第百十九条の三第四項に規定する時価評価をいう。）若しくは」を削り、「第百十九条の三第四項」を「第百十九条の三第三項」に、「をした」を「若しくは時価評価若しくは非適格株式交換等時価評価」に、「非適格株式交換等時価評価若しくは時価評価」を「時価評価」に改める。

第百二十二条の五中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に、「期末換算方法」を「期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に改める。

第百二十二条の六第五項中「、当該事業年度」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該内国法人に係る通算親法人の事業年度）」を加える。

第百二十二条の九第一項の表の第一号中「先物外国為替契約等により円換算額を確定させた」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同表の第二号中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第二編第一章第一節第二款の二第五目を削る。